

真実を伝える紙 組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

JMITU秋闘統一要求書の紹介(2)

前号に続き、組合が日本IBM、キンドリルジャパンに提出する「安全・衛生に関する統一要求書」を以下に紹介します。

1. 職場の総点検

労働安全衛生法令にもとづき、作業環境や労働者の健康状態などについて労使で点検すること。また、JMITUと当該企業代表による安全パトロールを通常6ヶ月ないし1ヶ年に1回実施すること。これらの結果にもとづき、違反事項や改善すべき事項をただちに改善すること。

2. 安全衛生方針と安全衛生体制の確立

①労働安全衛生法令にもとづく安全衛生方針を作成し、職場に周知徹底すること。安全衛生方針は、派遣など非正規雇用者や関連子会社従業員など、職場ではたらくすべての労働者を対象とすること。安全衛生方針の作成や実施にあたっては、JMITUの意見・要求を反映

させること▼②子会社、派遣労働者、請負労働者など様々な雇用形態や指揮系統のもとではたらく労働者が混在する場合は、一体となった安全衛生管理体制を確立すること。

3. 安全衛生委員会について

①安全衛生委員会を事業場単位に設置し、最低月1回開催すること▼②労働者側委員は民主的な手続で選出すること▼③労働者側委員に日常業務に優先して委員として活動できる時間と権限を与えること。また、講習会への参加など必要な安全衛生教育の機会をつくること▼④労働者側委員に対し、安全衛生について責任者と交渉し、調査や改善を要求する権限を与えること▼⑤新しい工程や機械・設備、また新しい材料や化学物質を導入する場合、安全衛生委員会です事前に協議すること▼⑥会社は、事業場の安全衛生管理に係るすべての情報を安全衛生委員会

4. 安全衛生教育

安全衛生管理者、新入社員や職種変更・配置転換による新入者、一般作業者および特殊作業者のそれぞれに対する安全衛生教育を実施すること。

5. 健康診断等について

①事業場で働くすべての労働者を対象に、雇入れ時と1年以内毎の定期健康診断を実施すること(深夜労働従事者には年2回)▼②生活習慣病の検診についても定期検診に加えること▼③2次検診を含め、健康診断時の賃金およびこれにかかわる費用を保障すること▼④異常の所見があると診断された場合は、必要に応じ作業転換など就業上の措置を行うこと。

6. 労働時間の適正管理と過重労働の改善

別紙統一要求書にもとづく労働時間短縮要求を前提に、労働者の健康を確保する観点から、①テレワークや裁量労働制適用者などを含め、労働者の労働時間(出勤勤

時刻)を客観的な記録を基礎として確認し管理・把握すること▼②時間外労働を含め、終業から次の始業時刻までの時間は最低11時間確保すること(その場合に所定の始業時刻から勤務開始時刻までは勤務したものとみなすこと)▼③やむを得ず、時間外労働が月45時間を越えた場合は、産業医の保健指導など、過重労働に対する健康管理の対策を講ずること。

7. ストレスチェック
①ストレスチェックの結果を労働組合に報告・協議し、職場の環境改善に役立てること▼②「ストレスチェック」の結果を理由にした、低評価や退職強要をしないこと▼③労働者が50人未満の事業場でも実施すること。

8. 異常気象と自然災害、感染症から労働者の安全をまもる要求
①異常気象などの情報や警報が出された場合には、労働者の安全を最優先し、早めの予防措置をとること。自然災害発生時の対処方法についての方針を定めること。とりわけ、障がいを持つ労働者、妊娠中の労働者、育児・介護などが必要な労働者等については特段の配慮を行うこと▼②災害等による自宅待機や早退・遅刻について、正規・非正規にかかわらず賃金を100%保障すること▼③事業所内の建物の耐震性や危険箇所がないか総点検し必要な措置を行うこと▼④冷房・送風設備、空調のきいた休憩所の設置、飲料水等の確保、適切な休憩時間等、猛暑による熱中症予防を行うこと▼⑤災害などへの緊急対応として通常業務以外の業務を命じる場合や、時間外・休日労働を行う場合については、労働者の安全性と健康を確保する立場から、労働組合の合意を得ること▼⑥インフルエンザ等の感染症に本人並びに家族が発病し、またPCR検査やワクチン接種などで休業する場合、賃金を100%補償すること。

23秋闘経営事前申し入れ

JMITU東京地本・南部地協は、日本IBMとキンドリルジャパンの経営者に対する23秋闘についての事前申し入れを、それぞれ8月30日と前日の29日に行いました。

この秋闘経営事前申し入れは、日本IBM支部が所属する東京地本・南部地協主催の要請行動で、当日は要請団が箱崎本社を訪れ申し入れを行いました。今回の要請団は、両社への申し入れに南部地協の小泉議長、日本IBM支部の大岡委員長、笹目書記長が参加、さらに日本IBMへの申し入

れには東京地本の野中書記長、南部地協の有馬事務局長も参加しました。一方、会社側代表者は、日本IBMから人事・労務の担当者2名、キンドリルジャパンからも人事・労務の担当者2名が出席。要請団はそれぞれに日本IBM・山口社長宛の要請書とキンドリルジャパン・上坂社長宛の要請書を手渡し、その内容を説明しました。

要請書は23秋闘にのぞむにあたってのJMITUの立場と考え方について述べており、今号2面で紹介しています。



24年度組織建設・共済拡大推進会議

JMITUは、8月26日に東日本、翌日27日に西日本で2024年度組織建設・共済拡大推進会議を開催しました。26日の東日本の会議は東京都北区の滝野川東区民センターで開催され、これに日本IBM支部も参加してきました。

東日本の会議の午前の部では、JMITUの三木委員長が「会議の目的と獲得目標は、24年度の組織建設と共済拡大の目標と計画について意思統一すること、各地の取り組みを交流し、ゆたかな経験・教訓を全国にひろ



げること、秋闘で、要求闘争と組織の強化拡大を一体のものとして取り組む構えをつくること」と呼びかけました。

続く午後の部では、地本、地協、支部から4団体の代表者がこの1年間の組織建設・共済拡大の取り組みについての特別報告を行いました。続いて参加者がこの一年間の組織建設の特徴は何か、その中から何を浮かんだかを討論し、最後に三木委員長がまとめを行い、参加者全員で「団結してガンバリ」を三唱して散会しました。

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用賃金差別裁判	9/21(木)16:00	東京地裁510号法廷
A I 不当労働行為事件	10/31(火)14:20	都庁第一庁舎南1階集合
定年後再雇用不当労行為事件	組合ホームページをご確認下さい	



中古車販売会社ビッグモーターでの自動車保険の不正請求や架空契約の問題が発覚している。

修理代の目標達成のために車に傷をつけるなど水増しする不正行為が行われていたことが特別調査委員会の報告書で明らかになっている▼管理職は従業員の殺生与奪権を握り、好き嫌による降格や解雇を行い、従業員を恐怖で支配していた▼ジャーニーズ事務所の性加害問題とビッグモーターはトッパの独裁や不正行為の隠蔽など企業体質が似通っている指摘されている。ビッグモーターのパワハラや過剰な成果主義は日本IBMのそれと似ているように思う▼異なる点は日本IBMでは労働組合が会社の横暴な行動を抑制する役割を果たし問題解決に取り組んでいることだ。BM(ビッグモーター)とIBM、似ているのは社名だけにしてほしい。(〇)





JMITU青年部 サマーキャンプ
支部を超えて学習とレクリエーションで交流
「楽しめた 貴重な経験になった」

7月15（土）・16日（日）全国から29人の青年組合員が参加し、静岡県浜松市にてJMITU全国青年部サマーキャンプが実施されました。浜松城を見学後、会場に移動し、春闘交流会を開催。日立建機ティエラ

支部やカシフジ支部では青年部が団体交渉に参加、甲南電機支部では青年のひとことメッセージをスト集会で報告、大東工業支部大宮分会では青年部が朝ビラ作成、配布した話などが報告されました。民宿では、語り合う者、麻雀やゲームに興じる者、雑魚寝など合宿のような様子でした。

2日目は、浜名湖で地引網体験をし、みんなで力を合わせて撮れた魚をBBQに。釣果はクロダイ、鰻、ノコギリガザミ、ボラ、アマゴ、クサフグなど大漁でした。

アンケート回答者全員が楽しめたと回答。勉強になった、コロナ禍で停滞した新歓やイベントを行っていた、青年の要求を伝えたい、貴重な経験だったなどの声が寄せられています。

働きやすい職場にしたい 埼玉ピースフードサービス支部結成



【埼玉地本 赤坂智和書記長】JMITU埼玉地本は、6月24日（土）埼玉ピースフードサービス支部を結成しました。支部内容は、保育園・老人ホーム・介護施設への給食食材の配送業務です。相談者の富澤さんは仕分けリーダーとして業務をこなし、ドライバーが不足していたら、その業務にもあたり、勤務時間が毎日12時間を超え、時には16時間もの勤務がありました。また、上役の気

組合なんでも相談窓口				
会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	TSDL、ISEL	大岡 義久	03-3808-5175
Kyndryl	箱崎	サービスエクセレンス	笹目芳太郎	080-5915-6329
IBM	箱崎	TLS マルチベンダーサービス	中川 賢	080-5915-6237
IBM	大宮西	TLS、CE	佐久間康晴	080-5915-7817
IBM	大阪	TLS	河本 公彦	080-5915-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/			
注)	上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付（要予約）			
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義電、本田伊孝	http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子	http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚	http://sakuramachi-law.com/ 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史	http://hozumi-shinyuri.jp/ 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号 TEL 044-959-3550		

今の会社を少しでも働きやすい環境へと変えるため邁進しています。

支部結成後は、会社が組合未加入者に対し雇用契約書を改めて強制的に書かせたり、36協定の代表者を会社主導で決めようとしたりと法的にやばいと思ったのか急に動き出しています。

富澤委員長は「とにかく長時間労働を是正させ、会社の勝手なやり方ではなくルールをしっかりと決めたい。有給休暇も取りやすくしたい」との思いで支部を結成、要求実現したいと意気込んでいます。早期に団体交渉を開催させ、働きやすい職場にすること、労働組合の基礎学習にも取り組み、埼玉地本としての援助体制も確立しながら組織の拡大と強化に取り組んでいきます。



2023年秋季年末闘争にのぞむ要請書

JMITUが経営者に提出する「2023年秋季年末闘争にのぞむ要請書」の全文を以下にご紹介します。

みなさんのご理解と誠意ある対応を要請いたします。

(1) 過重労働、ハラスメントの横行、危険で劣悪な職場環境、正規・非正規の不当な格差など、どの職場にも労働者のさまざまな不満・不安がうずまいています。23秋闘では、こうした職場の不満・不安をとりあげ、その改善に取り組みます。人間らしくいきいきと働ける職場環境と労働条件をつくることは、作業の効率化や品質の向上など企業の力をつけることにもつながります。

(2) 自由な時間の確保は労働者の基本的な権利です。また、男女ともに育児や介護、家事など家族とともにくらすために必要な時間を確保することが必要です。こうした立場から賃下げなしの労働時間短縮を23秋闘の重点課題に位置づけ取り組みます。休日増と引き換え

の1日の労働時間延長は反対です。

(3) 定年延長は時代の流れです。23秋闘では賃下げなしの65歳までの定年延長に取り組みます。また、定年後継続雇用者の均等待遇と処遇改善をめざします。

(4) 人材の確保・定着があらゆる企業の重要な課題となっています。また、少子化対策にとっても若者が安心してはたらく続けられる労働条件と職場環境が求められます。23秋闘では、「奨学金返還支援制度」など若い世代にとって魅力のある職場をめざします。

(5) 成長分野への労働移動の円滑化など、岸田政権がすすめる「三位一体の労働市場改革」は、労働者の格差をひろげるだけです。また、確保・定着に苦慮する職場の実態を無視し、中小経営者の要求ともかけ離れています。JMITUは「ジョブ型人事」など労働者の雇用と権利の破壊につながる労働法制改悪には反対です。賃金体系の変更をはじめあらゆる労働条件の変更には労働組合と事前の協議と合意を求めます。

(6) どのような経営環境のもとにおいても、労働者のくらしをまもることは経営者の責任です。また、労働者・労働組合の要求を正面から受け止めその実現に全力をつくしてこそ、労働者のやる気を引き出し企業の将来展望をつくることができます。23秋闘では、労使が対等な立場から合意し協力できる「合意協力型労使関係」の前進をめざします。

(7) 物価高騰からくらしと中小企業をまもる課題は、労使で一致する緊急かつ切実な要求です。23秋闘では、「消費税減税！中小企業と地域経済の再生をめざす署名」に

取り組みます。全国で集めた署名は、10月19日の中小企業庁交渉で提出し、中小企業支援を求めます。経営者のみなさんのご理解とご協力を要請します。

(8) 年末一時金は、住宅・自動車ローンの返済や月々の生活費の赤字補てんなど、私たちの生活にとって必要不可欠なものです。とりわけ、物価高騰のもとくらしをまもる一時金への期待は切実です。継続雇用者やパート・有期雇用者も正社員と生活するために必要な支出に違いはありません。JMITUは非正規雇用や継続雇用の仲間を含むすべての労働者の生活をまもる年末一時金闘争に取り組みます。

(9) 岸田首相は、健康保険証の廃止とマイナカードへの一体化を強行しようとしています。しかし、これは高齢者や障がい者などマイナカードをつくるのが困難な人を排除する事実上の皆保険制度の解体です。JMITU

以上、2023年秋季年末闘争の取り組みについて、誠意ある対応を要請いたします。

統一要求日
10月24日（火）
回答指定日
11月7日（火）

統一要求日
9月20日（水）
回答指定日
10月4日（水）
年末一時金要求
統一要求日
10月24日（火）
回答指定日
11月7日（火）